

2004年3月議会反対討論（要旨）

日本共産党県議団 まつざき真琴

私は、日本共産党を代表して、本議会に提案された議案に反対の主なものと、請願・陳情の委員会審査結果に反対の主なものについて討論いたします。

まず、議案第13号、「平成16年度鹿児島県一般会計予算」についてであります。

反対の第1の理由は、県民の暮らしに直接かかわる予算を削る一方で、将来展望もないムダな公共事業の典型である人工島建設事業費が相変わらず、それも突出した予算で計上されていることです。

医療制度や年金制度の改悪など、国の国民いじめの悪政の中で、地方自治体が、その防波堤となって県民の暮らしを守っていくことが求められています。県財政が厳しくなっている時だからこそ、県民にとってのムダをしっかりと削って、県民に必要な福祉・教育の予算は確保すべきであります。ところが、本予算案は、それと逆の立場に立っているものです。

16年度の廃止事業に、施設児童高等学校入学支度金助成事業や被保護世帯高等学校等修学促進事業がありますが、これまで、この事業によって、多くの子どもたちや保護者が高校入学のための準備の費用の負担が軽減されてきました。15年度総額1075万円の事業でした。これが廃止され、その一方で、前年度比212.2%もの予算がつけられているのが人工島関連予算です。

この人工島については、知事がいわれるように「21世紀の鹿児島の浮揚発展にとって必要不可欠」であるのかどうか、私は、経済効果や必要性の点から予算特別委員会で質問いたしました。その中で、71億円といわれる経済効果を引き出すために試算された観光船の年間寄港隻数32隻が、現在、現実にはその4分の1の年平均8.2隻しか寄港していないということ。必要だといわれる桜島の土石流土砂の処分についても、過去に年平均28万m³あった土砂が最近では年平均9万m³しかないということ。イベントなどの広場は人工島を作らなくても、確保できるということ。どうしても用地が必要ならば、県が多額の税金をつぎ込んで、埋め立てて作った石播用地が、最終的に人工島計画の60haの2倍以上の132haもあり、それが現在何にも使われずに遊んでいることなどを明らかにしました。

「公共事業の確保と重点化」をいうのなら、このような経済効果や必要性も定かでないムダな大型公共事業を見直し、中止して、県営住宅の建て替えや補修工事をする。小中学校の耐震調査や補強工事を市町村任せにせず、県としても進めていく。地域の生活道路を整備するなど、地元の中小企業者の仕事と雇用に直接結びつき、県民の福祉に寄与する県単公共事業の予算を充実させるべきです。

反対の第2の理由は、「財政改革プログラム」のもとに、「財源の確保」のために「受

益者負担の適正化」と称して県民負担が押しつけられ、財政立て直しの解決策を見いだせないままに、公債費の縮減をいいながら財政健全化債 150 億円があらたに計上されていることです。

16 年度末の県債残高見込みは、1兆6,171 億円となり、これは、当初予算の 1.9 倍もの借金になります。

そもそも、県財政破綻の根本的な原因のひとつはムダな大型公共事業をはじめとする普通建設費を、借金を頼りながらふくらませてきたことにあります。

そこにメスを入れず、財政改革と称して、人件費の削減や、県立高校や県立短大の授業料の引き上げをはじめとする手数料・使用料の引き上げなど県民負担を増やしたのでは、地域経済はより一層冷え込み、税収も落ち込むのは目に見えています。

ムダな公共事業として人工島をあげましたが、たとえば、島原・天草・長島架橋建設促進事業に 320 万円、テクノスーパーライナー導入促進事業に 85 万円計上されています。これらは、年々予算としては先細りしながらも、ずっと続けられている事業であります。住民の反対運動が起きている名瀬市の都市計画の和光バイパス、おがみ山バイパスにも 30 億円が計上されています。今必要なのは、県民の生活にとって本当に必要かどうかもわからない、高規格の道路やトンネルをつくり、港や船をつくるよりも、道路や港や船を使って運ぶ物、つまり、農林漁業の収穫物や工業製品などをいかに作っていくかということです。

県の財政の立て直しのためには、農業、林業、水産業などの第 1 次産業を振興し、地方の経済を活性化させていくことが必要です。やる気のある農家は全て「担い手」として位置づけ、農産物の価格保障や地産地消をすすめるなどの支援をすることや、「木の机で学ぼう」事業などは、予算を 3 割も削減するのではなく、反対に増額して、県内産木材の振興につとめるべきであります。

また、県内企業の 99% を占める中小零細企業へ経営面での支援と仕事を増やし、地域経済を活性化させていくなどの施策が求められています。

そして、県民の暮らしや福祉に関わる予算を増やし、県民の負担を減らし、安心と信頼を勝ち取っていくことです。

乳幼児医療費の窓口での無料化は、子育て世代に無限の安心を与え、それは、少子化対策として、地域経済の将来の担い手を増やすことにもつながります。

また、少人数学級の実現は、どの子にも行き届いた教育を実現させるとともに、教員の雇用にもつながります。

今こそ、自治体が自治体らしい役割を果たすために、予算の主役を県民の暮らし・福祉・教育の充実に据えるべきであります。

以上の理由から第 13 号議案に反対するものです。

次に議案第17号平成16年度鹿児島県港湾整備特別会計予算について反対する理由を申し上げます。

この特別会計予算の中には、人工島建設にかかわる予算が16億円計上されており、一般会計予算と合わせると54億2,000万円になり、これは、前年度比257.7%にもなります。先に述べたように、人工島は、経済効果も必要性もないムダな大型公共事業であり、県財政の立て直しのためにも一刻も早く中止すべき事業であります。以上の点からこの議案に反対であります。

続きまして、議案第32号、38号、39号、40号、50号、56号について一括して、反対理由を申し上げます。これらは、県立高校や県立短大の授業料の値上げや介護福祉士や理学・作業療法士など、医療・福祉専門学校で学ぶ学生への修学資金の貸与を一部と全面的に廃止するというもの。また、県民の森の運動広場やアスレチックフィールドの使用料の値上げをしようとするものです。

反対の理由は、これらが、財政難を原因とする値上げや事業の廃止であり、地方自治体の「福祉の増進を図る」という役割に反するものであるという点です。

修学資金の貸与事業の廃止は、子どもたちの教育に関わる費用の保護者の負担増を招くものであり、長引く不況で、県民の暮らし向きが厳しくなっている中で、それに追い打ちをかけるものであります。

県民の森のアスレチックフィールドの使用料にいたっては、児童一人あたり、50円の値上げで、年間6万円ほどの増収が見込まれるというものですが、こどもたちのわずかな負担を引き上げるよりも、もっとムダな削るべきものがあるはずで。

以上の理由から、これらの議案には賛成できないものであります。

次に第58号鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例制定の件について反対の理由を申し上げます。

これは、県立高校の学校職員を82名、公立小中学校の学校職員を155名定数を減らし、盲学校、聾学校及び養護学校の学校職員を2名増やすというものです。

反対の第1の理由は、子どもたちへのより細やかな指導を実現するために定数を削減すべきではないということです。この削減は、少子化に伴う学級減が理由となっておりますが、文科省でも「児童生徒の減少に伴う教職員定数の自然減に対して、基礎学力の向上を図り、学校でのきめ細やかな指導を実現する観点から、同数程度の教職員を増員する」という方針の下、平成13年の改正で、学級編成の標準について「児童または生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については規定により、つまり40人より下回る数を一学級の児童または生徒の数の基準として定めることができる。」としています。さらに15年には「無条件に40人を下回ることを認める」通知を各都道府県

の教育委員会に出しました。

本県は、16年度からは小学校2年生と一部中学校1年生においても35人以下学級が実現しますが、これも、「すくすくプラン」の3年間の成果を鑑み、少人数学級の有効性が認められた結果だと思われます。であるとすれば、より細やかな指導を実現するためにも学校職員の定数は削減すべきではなく、その分を少人数学級の実現のために回すべきであります。

第2の理由は、雇用の促進と地域経済の活性化という点からも、学校職員の定数は削減すべきではありません。現在、長引く不況で、県内の雇用状況は悪化しており、高校や大学を卒業しても就職がない青年があふれています。これは、社会の担い手を育てていくという意味からもまた、少子化にいっそう拍車をかけるという意味からも抜本的な解決が求められています。

以上の理由から本議案には賛成できません。

続きまして、陳情第4017号についての委員会審査結果について反対の理由を申し上げます。

これは、「すべての子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための陳情書」であり、委員会審査では不採択となりましたが、これは採択すべきであります。陳情事項にある9つの項目は、どれも、子どもたちのすこやかな成長と、一人一人を大切にした教育を図る上で、欠かすことのできないもので、教育現場の教職員や保護者、そして子どもたち自身の願いがこめられたものであります。もちろん、これらの中には、財政的に多額の支出が見込まれるものもありますが、何よりも教育は、未来の社会の担い手を育てていくという社会的に重要な事業であります。

たとえばこの項目の中に普通教室へのクーラー設置があります。南国鹿児島で、湿度も高い7月、9月。地球の温暖化が言われ出して久しいですが、今時、会社や官公庁で、冷房の施設のないところがあるでしょうか。子どもたちには耐える力も必要だとか、夏の暑さや冬の寒さの経験が大切だと言われます。もちろんそういう場面も必要でしょう。教室にクーラーがついたとしても子どもたちは外気の暑さは、登下校中や休み時間など、十分に経験することができます。文科省でも教室の勉学のための適切な温度について夏場は25度から28度と基準を定めています。

学校にパソコンが入れば自動的に多額の費用をかけて空調が整備される。しかし、機械のように暑さで体が壊れない限り、子どもたちのためには、「あまやかしてはいけない」「がまんさせるのは子どもたちのため」という理由をつけられ、クーラー設置など経費のかかることは認められない。これで世界で1、2を争う経済大国といえるのでしょうか。

子どもたち、ひとり一人を大切にした教育を実現するために、本陳情は採択すべきで

あります。

最後に陳情第5012号と第5018号について委員会審査はいずれも継続でありましたが、採択すべきであることを主張いたします。

陳情5012号は「鹿児島県に難病相談・支援センターの設置を求める」陳情書であります。国は、平成15年に、難病特別対策推進事業として、都道府県が実施主体として、「難病相談・支援センター」を設置するという方向を示しました。全国で、これに向けて具体化がすすんでおりますが、本県では、「難病患者支援ネットワーク事業」や「重症患者医療ネットワーク事業」がなされていることや財政難であることも一つの理由として、このセンター設置について検討がなされておられません。

現実には、難病患者は、病気に対しての不安や苦しみと同時に、障害者手帳も障害年金ももらえない方がいるとか病気故に仕事ができない人がいる。これらによる生活面での厳しさなど、精神的に不安定な状況が多々あります。この陳情者である鹿児島県難病団体連絡協議会では、そんな患者さんや家族のために、民家を借り、電話を引き、みんなボランティアで、電話での相談にのり、患者さん宅への訪問活動をおこなっているのです。電話は24時間、いつかかってくるかわかりません。その相談に十分に受けられるよう、心理学やリハビリの知識などの研修も自費で行っています。県からは、年間36万円の団体への助成金と活動に40万円の助成が行われているだけです。

もう1件、陳情5018号は「自閉症・発達障害支援センターの設立および自閉症等の早期診断・早期療育の実施」を求める陳情であります。現在、国の「自閉症・発達障害支援センター運営事業」に基づき、全国で「支援センター」が設置され始めています。九州でも、熊本県では平成14年度に、福岡県、佐賀県、北九州市で15年度に設置が決定し、16年度には長崎県と大分県でも設置が予定されており、後は鹿児島と沖縄のみが、設置のめどもたっていないという状況です。

これまで、自閉症は、自閉症固有の障害特性が考慮されず、適切な対応がなされないため、行動障害など多くの問題が生じ、本人も家族も大変苦しんできました。これらの負担を軽くするためにも、早期診断・早期療育が求められています。

難病患者や自閉症の本人や家族にとって、「支援センター」の設置は、その状況にあった適切な支援を受けるという意味からも、また気持ちの支えになるという意味からも、切実に求められているものです。難病患者や自閉症児、そしてその家族がおかれている現状とその思いを受け止め、県に、国の施策に基づいた具体的支援策を求める上でも、これらの陳情は採択すべきであると考えます。

以上をもって討論といたします。